# 兵庫地区近郊整備区域建設計画

平成 1 8 年 7 月 兵 庫 県

# 目 次

1.	計画の	性格・	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	計画の	対象区	域																								1
3.	計画の	期間・	•						•	•		•								•		•		•	•		1
4.	計画の	基本的	方向	句•					•	•		•								•		•		•	•		1
5.	人口の	規模及	びき	<b>労働</b>	カ	の <sup>:</sup>	需	給	=	對 <sup>·</sup>	す	る	事	項													5
6.	産業の	業種、	規模	莫等	に	関·	す	る	事	項		•								•		•		•			6
7.	土地の	利用に	関す	する	事	項			•	•		•								•				•			8
8.	施設の整	隆備に関	関す	る	事項	Į.		•		•		•	•		•				•	•		•			•	•	1 C
9.	環境の保	全に	関す	る	事項	Į.		•		•		•	•		•				•	•		•	•		•	•	1 6
10.	防災対策	に関す	する	事項	頁•																				•		1 8

兵 庫 県

#### 1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、兵庫地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

#### 2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町は次のとおりである。

神戸市(一部)、尼崎市(一部)、西宮市(一部)、芦屋市(一部)、伊丹市、 宝塚市(一部)、川西市(一部)、三田市(一部)、猪名川町(一部)

# 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力 的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応 じて見直しを行うものとする。

#### 4. 計画の基本的方向

# (1) 地区の性格、課題

本地区は、世界都市機能の形成をめざす大阪湾ベイエリアの一翼を担い、 六甲・北摂山地の豊かな自然環境のもと、居住、産業、文化、学術研究等の 面で特色を持った多彩な都市群からなる地域として発展してきた。

しかし、本地区をはじめとする神戸・阪神地域は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、多くの人命を失うとともに、生活、産業、都市基盤等に大きな被害を受けた。

このため、被災地域の速やかな復旧・復興をめざして策定された阪神・淡路震災復興計画に基づき、人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会づくり」を基本理念とし、①21世紀に対応した福祉のまちづくり、②世界に開かれた、文化豊かな社会づくり、③既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり、④災害に強く、安心して暮らせる都市づく

り、⑤多核・ネットワーク型都市圏の形成を基本目標として、復興事業を推進してきた。

震災から11年余が経過し、被災地の人口や経済状況は概ね震災前の水準に回復し、被災市街地の再生も着実に進展している。今後も震災の経験と教訓を踏まえながら、高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり、「1・17は忘れない」等の取り組みを引き続き進めるとともに、平成16年の台風23号など相次ぐ自然災害や発生が予測される東南海・南海地震等に対応し、被害を最小限に抑える「減災社会」の構築に取り組む必要がある。

また、障害の有無や年齢、性別、文化などの違いにかかわりなく、だれもが、同じ地域社会の一員として安心して暮らし、持てる能力を発揮できる「ユニバーサル社会」にふさわしい生活空間の形成に取り組む必要がある。

本地区は、南部は大阪湾岸地域に接し、六甲山系を囲む外縁地域からなっている。地域構成としては、神戸・阪神間の既成都市区域と連なる形で市街化が進展している地域(以下「近郊市街地域」という。)と、六甲山系の北部及び西部に位置し、山陽自動車道等の幹線交通軸に沿って、豊かな自然と田園地域との調和のもと、複合的な都市機能整備が進められている地域(以下「副軸整備地域」という。)に区分することができる。

大阪湾環状軸の一部を形成する近郊市街地域では、市街地の活性化や住宅 の高質化等による、国際水準の質の高い生活居住環境の実現が期待されてい る。

このため、既成都市区域との適切な機能分担のもと、中心市街地の再生や 都市型産業の創造、老朽住宅の更新、都市生活基盤の充実、都市景観の保全・ 創造等に努める必要がある。

また、高齢化の進展に対応して、ユニバーサルデザインのまちづくりや保 健医療福祉施設の整備を推進するほか、介護にとどまらず生活全般における 地域支援体制を構築していくことも重要である。

一方、西日本国土軸、関西内陸環状軸の拠点となる副軸整備地域については、臨海部の経済、文化の中枢機能を補完するとともに、我が国有数の交通の要衝という優位性を生かし、新しい産業やライフスタイルの創造の面で先導的な拠点となることが期待されている。

このため、自然環境や都市近郊農業との調和のもと、産業、文化、学術研究、教育、国際交流などの複合的機能をもった新都市の整備を進めるほか、新都市とその周辺の間で循環型の生活交流圏の形成を図る必要がある。また、大阪湾の臨海部と有機的な連携を促進する南北交通網の整備等、広域的なアクセスの整備を進めることも重要である。

# (2) 具体的整備の方向

本地区においては、震災からの着実な復旧・復興とともに、地域の風土、 文化を大切にした"美しい地域づくり"と生活者の視点に立った、安全で安 心して暮らすことのできる魅力ある"人間サイズのまちづくり"の推進を図 る。そして、関西・瀬戸内世界都市圏にふさわしい文化・芸術、学術研究・ 教育、産業、レクリエーション、健康・福祉、交流などの機能の向上を図り、 多核的な複合機能都市群の形成を図る。

本地区のうち近郊市街地域については、うるおいと賑わいに富んだ生活・居住空間の実現に向け、中心市街地、インナーシティ等において各種の再開発事業を進め、多様な住宅の供給や老朽住宅の更新を行うほか、商業施設、ホテル、会議場及び美術館、博物館、ホールなどの芸術・文化施設等の多彩な集客施設を整備する。また、都市型産業のインキュベータ施設の整備や産業振興と一体となったまちづくりの展開を進める。さらに、街路、都市公園、下水道などの都市機能の整備や、緑豊かなまち並み景観の形成、歴史的建造物の再生・活用、文化財の保全による美しい地域づくりの実践にも努める。特に、郊外ニュータウンについては、多機能なまちへの転換等により、にぎわいの回復に取り組む。

このほか、公共施設、公共交通のバリアフリー化や、高度医療施設、老人 福祉施設、シルバーハウジング等の充実に努めるほか、学校等の公共施設を 有効活用し地域コミュニティの拠点とする。

六甲山南斜面では、六甲山系グリーンベルト整備事業を推進し、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境と景観を創造し、市街地に隣接する山麓斜面に一連の緑地の形成を図る。

また、阪神疏水構想を推進し、淀川水系から阪神地域の諸河川に水を導水 し、市街地に導くことにより、非常災害時における緊急用水の確保を可能と し、平常時においても、環境用水として水と緑が豊かで潤いのある水辺空間 を形成する。

湾岸部では、「なぎさ海道<sup>2</sup>」事業の推進など、大阪湾、瀬戸内海の水辺環境と歴史・文化の蓄積を活かした質の高い地域環境の創造に努める。

尼崎臨海地域において、工場跡地などの遊休地を活用した緑の回復と、水

<sup>1</sup> 兵庫県では、平成13年2月に策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」において、『美しい兵庫21-多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く』をめざすべき将来像として掲げ、豊かで美しい暮ら し方の実現と多様で美しい自然、風景の保全・創造等をうたっている。

<sup>2</sup> 大阪湾ベイエリア地域のシンボルプロジェクトとして、人と海とが豊かにふれあう魅力ある海辺空間を創造し、市民参加による新たな人と海との関係づくりをめざした取り組みを進めている。

環境の改善により環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森」を、「環境の世紀」を先導するまちづくりのモデルとして取り組み、瀬戸内海の新たな環境創造と都市の再生を図る。

一方、副軸整備地域については、豊かな自然環境や都市近郊農業との調和 のもと、三田市、神戸市北部、同西部、西宮市北部、猪名川町南部などにお いて、複合機能を有する新都市を整備する。

また、老朽化の進む既成ニュータウン等では、多様な住宅の提供や画一的なまちから多様な魅力に富んだまちへの転換を促進するとともに、業務機能の集積を図り、職住一体・近接型都市としての展開を図る。

さらに、文化、学術研究、情報通信、交流の機能を高め、多彩で重厚な知的集積に努めることで、近畿リサーチ・コンプレックスにおける独創的な文化と学術研究の拠点づくりを推進する。

このほか、神戸淡路鳴門自動車道と山陽自動車道、中国自動車道等との連結点付近にあっては、情報・物流などの広域的交流基盤の整備に努める。

# (3) 交通体系の整備方向

本地区においては、阪神・淡路大震災による教訓を踏まえ、耐震性が高く、 代替性を備えた陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の構築を図る とともに、生活圏の広域化と活発な地域間交流を支えるきめ細かな交通網の 整備を図る。

このため、既に供用済の山陽自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道に加えて、第二名神高速道路、大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス等の整備を推進する。また、本地区と大阪、神戸間の既成都市区域との連結強化のため南北の幹線道路網や内陸部の開発拠点を東西に結ぶ幹線道路網の整備を進めることにより、西日本国土軸、関西内陸環状軸、T・TAT地域連携軸の強化及び関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、主要港湾等の広域交通拠点へのアクセス強化を図り、地域を一体化するラダー状(はしご状)の幹線道路ネットワークの形成をめざす。さらに、これらの広域的な幹線を基軸に、東西、南北の幹線道路の整備や市街地の拡大等に対応した快適な生活道路網の整備を進めるとともに、都市交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業を推進する。

公共交通については、内陸部から臨海部への安定した輸送を継続するため神戸電鉄の近代化を推進するとともに、輸送力の増強、利便性の向上等を図るため神戸電鉄三田線の複線化・高速化事業を推進する。さらに、道路交通の混雑緩和や環境負荷の低減を図るため、公共交通の利便性向上等、交通需

要マネジメント (TDM) の推進を図り、都市部の交通環境の改善を進める。 空港関連では、大阪国際空港広域レールアクセス構想等の推進を図る。 港湾については、経済活動を支える国際物流基盤の充実による国際競争力 の維持・強化を図る。

# (4) 計画推進上の留意点

この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図るものとする。

また、参画と協働を基本姿勢に、住民、事業者、行政間の密接なコミュニケーションと信頼関係に立脚したパートナーシップによるまちづくりを展開し、地域主体で計画の実現に取り組むとともに、域内外の市町間の交流・連携により、広域的に地域課題の解決をめざすこととする。

さらに、高度成長期以降計画的に整備してきた社会資本が更新時期を迎えることから、新たな維持・管理のしくみづくりに取り組むとともに、限られた資源で最大限の効果を発揮するため、『「つくる」から「つかう」』を徹底し、用途の転換等により既存の社会ストックの有効活用を進める。また、その他、自然・景観・歴史・文化・産業等の多彩な地域資源を生かした特色ある地域づくりを進める。

計画の推進に際しては、成長管理の発想のもと成長と保全のバランス保持に努める。六甲・北摂山地の豊かな緑の保全・活用や、武庫川等の流域特性に応じた良好な水環境の保全などに適切な配慮を行う。

また、歴史街道計画や兵庫歴史文化回廊構想<sup>3</sup>などに基づき、まちなみや建築物等の歴史的資源の保全・活用や文化財の保護にも努め、地域の風土、文化を生かした美しい地域づくりの実践を図る。

#### 5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

#### (1) 総人口

都市居住の進展に伴う社会増により神戸市東部、同中部、西宮市、芦屋市を中心に人口が増加している。今後、出生数の減少に伴い人口の伸びは緩やかになるものの、引き続き人口増加が予測される。平成17年の1,954千人

<sup>3</sup> 平成 10 年 3 月策定。兵庫県内に「演劇・舞台芸術」、「産業・技術」、「海・交流」をテーマとした 3 本のシンボルルートを設定するとともに、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の 5 つの国の持つ特徴を表現する五国ルートをサブルートとして複数設定している。

(県人口の35.0%)から、今後5年間に33千人増加し、平成22年には、1,987千人(県人口の35.5%)になるものと見込まれる。

#### (2) 年齢階層別人口

平成 17 年の年少人口 277 千人、生産年齢人口 1,319 千人、高齢者人口 357 千人から、平成 22 年には、年少人口 275 千人(対 17 年比 0.3 ポイント減)、生産年齢人口 1,291 千人(対 17 年比 2.6 ポイント減)、高齢者人口 421 千人(対 17 年比 2.9 ポイント増)になるものと想定され、生産年齢人口の減少と老年人口の更なる増加が見込まれる。

# (3) 雇用・就業環境の動向

今後、技術革新の進展、経済のソフト化、サービス化、労働者の高齢化の 進展や中長期的な若年労働者の減少に対応して、高齢者、女性、障害のある 人等の就業意欲や知識、経験が生かされる、多様で魅力的なしごとを創造し、 安定的な雇用の確保を図る。

また、職業能力開発体制の充実や定年延長の促進、労働時間の短縮や、ワークシェアリングの導入をはじめとする雇用・勤務形態の多様化、弾力化を推進し、多様でゆとりのある就業環境の整備に努める。

#### 6. 産業の業種、規模等に関する事項

阪神・淡路大震災からの産業の本格復興のためには、新たな産業の創出が不可欠である。

このため、近郊市街地域での既存産業の高付加価値化や都市型産業の振興を 進めるとともに、高度技術化・情報化、社会の成熟化、国際化等の進展に対応 した新産業の創造・育成を図り、地域社会と産業との調和ある発展をめざす。

また、各分野に及ぶ創造的な科学技術の振興による研究開発機能の向上など、情報、知識、人材等の集積と交流を軸として産業構造の高度化を推進する。

さらに、多様な産業の創造を促す対事業所支援サービスや生活者の消費ニーズの多様化、個性化に対応した新たな生活関連サービスの充実に努める。

このほか、まちづくりと一体となった商業振興を図るほか、集客化と連動した地場産業や農林水産業の新しい展開を図る。また、コミュニティ・ビジネス等の創業・就業支援を行うとともに、健康・福祉、安全・安心等のコミュニティ・ニーズを充足する地域産業の創出を促す。

副軸整備地域においては、複合機能を持つ新都市整備の一環として、研究開

発型企業や大学等の学術研究施設、さらに情報通信基盤施設等の計画的導入・ 育成を図る。

#### (1) 産業別の整備方向

#### イ 農林水産業

本区域の農業については、食料・農業・農村基本法の理念に則り、優良 農用地の確保と利用の増進を図る。また、需要に即した花き、花木、野菜 等の都市近郊農業の振興を図るとともに、バイオテクノロジーなどの先端 技術開発を活かした高付加価値型農業を展開する。さらに、地域特産物を 活かした地域内発型アグリビジネスの展開を進める。

また、大都市部に近接する田園空間では、市民農園や農業公園の整備や 有機性資源循環システムの構築、里山の保全・活用などを推進し、大都市 部と近郊農村の連携を図る。

副軸整備地域においては、植木や園芸産業の集積を活かし、単なる生産機能だけでなく、一般消費者をもターゲットとした卸・小売等の流通企業や異業種等との交流機能を備えた拠点整備を進める。

本区域の林業については、県土保全、レクリエーション、保健休養、教育、景観など森林の持つ多様な公益的機能を高度に発揮させるため、「新ひょうごの森づくり」計画に基づく、里山林の整備や森林ボランティア活動、森林学習体験の場としての活用を進めるとともに、治山事業による防災・減災対策や無秩序な森林開発の防止、松林の保全など大都市周辺の貴重な森林を保全・活用する「生活を豊かにする森づくり」を推進する。

本区域の水産業については、漁港の整備、沿岸漁場整備開発事業などを 推進するほか、遊漁等の海洋性レクリエーション志向の高まりを受けて、 多様化する海へのニーズに対応した漁港整備など水産業の多角的な発展に 配慮する。

また、農林業の担い手の育成、確保に努めるほか、生産基盤の整備とあわせて、市街地に隣接する田園地帯など、農山漁村地域の快適な生活居住環境の総合的整備を進め、魅力ある景観の維持・創造を図る。

#### 口 工業

本区域の工業については、モノづくり産業の集積を活かしつつ、研究開発型企業の立地の促進や既存産業の高付加価値化、知識集約化を進めるほか、製造業各業種の多様化、個性化を進め、新規創業・起業化の支援に努める。

このため、技術者の養成・交流や異業種交流、技術移転の促進、大学・

試験研究機関等とのネットワークなどにより、中小企業の技術開発能力を 高め、研究開発型産業など都市部での立地特性を活かした新たな産業の育 成を図る。

また、住工混在地域の中小零細企業については地域環境と調和を図りながら生産環境の整備、改善を図り、職住一体型の生産活動の継続的展開とそれによる産業集積の保持に努める。さらに、生産関連施設の集客化を、周辺のまちづくりと連動して進めていく。

このほか、ベンチャービジネス等の起業化支援に向け、遊休施設の活用 等によりインキュベータ施設の創出に努める。

一方、副軸整備地域においては、大消費地との近接性等を生かし、既存 の産業団地等への食料品製造業をはじめ、生活関連産業等の立地を促進す る。

#### ハ 商業・サービス業

本区域のサービス業については、情報サービス業やデザイン業などの都市型産業機能の充実をめざして、ファッション産業や生活関連サービス業などの生活文化提案型産業の育成や、産業の高付加価値化を支援する新しいサービス産業の振興を図るなど、創造性を軸とした人間中心の産業拠点づくりを推進する。

商業、サービスについては、被災商店街の早期復興を図るとともに、既存商店街の活性化に向け、空き店舗対策の推進等において、まちづくりと一体となった商業活性化に取り組む。それにより、高齢者にやさしい商店街づくり等、福祉や生活環境面の整備と連動した商業振興を図る。特に、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市等においては、都市計画法、大規模小売店舗立地法の運用とも連携しつつ、総合的な中心市街地活性化対策を推進する。

また、意欲ある中小事業者や市民起業家を支援するため、店舗の個性化につながる情報の提供や人材育成等を進める。

物流に関しては、関西都市圏への物流コントロール機能の強化を図る。 このため、神戸複合産業団地や神戸リサーチパークでの流通立地の推進を 図る。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、ソフト、ハードの両面から 災害に強い物流システムの確立を図る。

#### 7. 土地の利用に関する事項

本地区の土地利用に当たっては、震災の教訓を踏まえて、安全で安心できる土地利用の推進を念頭に置き、新たな都市核の建設、防災拠点等の整備を推進する。

その際、公害の防止、農地や里山等を含めた自然環境の保全、歴史的風土の保全、治山、治水等に配慮しつつ、計画の基本的方向に沿って、地域の特性を活かし、土地の高度利用、都市機能の強化、都市基盤の整備を図る。それにより、神戸・阪神都市圏全体の中での適正な機能分担のもとに計画的な都市整備を推進し、環境負荷を回避した防災性と代替性に富んだ多核・ネットワーク型都市圏の形成を図る。

土地利用の管理面では、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用の計画的な調整に努めるとともに、土地利用に関する諸制度の適正な運用を図る。このほか、国土利用計画法に基づく土地取引届出制度の運用により、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の確保に努める。

また、生活に密着した緑地の保全、整備や調和のとれた都市景観の形成などを推進し、人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくりを基本理念に、ゆとりと潤いある美しい環境の創造を図る。

# (1) 近郊市街地域

住宅供給のために、土地区画整理事業その他手法による街づくりと一体となって、必要な宅地の確保を図る。

また、市街化区域における防災機能の強化及び都市機能の高度化を図るため、都市再整備を促進するとともに、緑地空間、親水空間や広場、公園などのオープンスペースの確保と快適な居住環境の整備により、良好な都市景観の創出と地域の特性に配慮した土地の高度利用を推進する。このため、神戸市、尼崎市等において市街地再開発事業を積極的に推進するほか、狭小過密住宅地区等の住環境整備を防災性の向上に配慮しながら総合的に進める。

産業用地については、環境保全と都市景観に配慮しつつ、地域の実情に応じた適正配置を進めるとともに、工場跡地等遊休地への都市型産業の集積及び既存事業所内での新たな事業展開を促進し、地域経済の活性化を図る。

市街化区域内の農用地については、スプロール的開発を防止し、良好な都市環境に資する空間として有効活用を図るものとする。特に、生産緑地については、生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間等多面的機能を発揮する空間として都市環境との調和を図りながら保全するとともに、緑地、市民農園等公共的利用も図る。

また、六甲山南斜面においては、防災機能の強化及び自然豊かな森づくり

兵庫地区 近郊整備区域

を図るため、グリーンベルト(市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯)の整備を推進する。

# (2) 副軸整備地域

豊かで多様な自然環境の保全を図りながら、都市近郊農業の振興、災害の防止等に十分配慮して、複合的な都市整備を推進し、良好な地域環境の創造と土地の有効利用を図る。

住宅地については、神戸市西部、同北部、西宮市北部、川西市、三田市西部、猪名川南部等において、良好な住宅用地の整備と業務機能の集積を図り、新しい都市核の創造を図る。また、機能純化から生活空間としての用途共存のまちづくりへの転換を図り、多様な魅力に富んだ街へと、既存の郊外住宅地の機能更新を進める。

産業用地については、神戸市北部、西部において、研究開発、情報通信、ファッション等も含め、地域にふさわしい産業機能の充実を図るとともに、職住近接の複合的都市整備と関連づけて有効な利用を図る。

農用地については、都市近郊農業の振興を図るため、神戸市北部、同西部、 宝塚市北部、三田市、猪名川町北部を中心に優良農用地の保全・確保等に努 める。

また、既成市街地の周辺部においては、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図るとともに、市民農園、農業公園等を整備するなど、田園環境の保全と有効利用に努め、同地域で新たに整備される都市核や大阪湾臨海部との交流の促進を図る。

猪名川渓流に沿う自然公園地域、武庫川沿いの緑地地域など良好な自然環境を有する地域については、自然環境の保全と適正な利用増進を図ることにより、貴重な都市近郊緑地として保全する。

また、新市街地については、計画的に都市公園及び緑地を配置して周辺環境との調和を図るとともに、文教施設や遺跡等の文化財、自然歩道とも一体となった広域的な緑地の形成を図る。

#### 8. 施設の整備に関する事項

本地区において、計画の基本的方向に基づき、震災から創造的復興を実現するため、安全で快適な人間居住の総合的な条件を備えることを基本に、多様で複合的な機能の強化をめざして施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

#### (1) 宅地

震災の教訓を踏まえて、安全で安心できる土地利用の推進を念頭に置き、 住宅用地の供給を推進するとともに、市街地の防災性の向上、公害の防止、 治山治水対策、農林地を含む自然環境の保全に配慮しつつ、産業用地等を確 保する。

# イ 住宅用地

住宅の質的向上、多様なライフステージに応じた住宅の供給及び居住環境の改善に対処するため、西神・西神第二、神戸研究学園都市(以上神戸市)、北摂(三田市)、西宮名塩ニュータウン(西宮市)等の新住宅市街地開発事業、神戸西グリーンタウン、学園南(以上神戸市)、段上、西宮北口駅北東震災復興(以上西宮市)、鴻池、昆陽南(以上伊丹市)、中筋JR北(宝塚市)等の土地区画整理事業を推進し、良好な住宅用地を確保する。

また、都心業務地の再開発等による都市の再生を図るため、中山手・旭通4丁目(神戸市)、阪神尼崎駅南(尼崎市)、三田駅前(三田市)等の市街地再開発事業やJR尼崎駅北西地区、阪神尼崎駅南地区、芸術文化センター周辺地区、宝塚中心市街地地区におけるまちづくり交付金事業等を推進する。

#### (2) 交通施設

災害に強い多軸・多重の交通ネットワークの形成をめざして、計画の基本的方向に即応しつつ環境保全に配慮し、西日本国土軸の整備をはじめ、本地区と大阪、神戸間の既成都市区域とを結ぶ南北の幹線道路網や関西内陸環状軸上の開発拠点を東西に結ぶ幹線道路網、地区内の幹線交通網から日常生活交通網に至るまでの総合的な交通ネットワークの確立を図る。

# イ 道路

本地区と他地区とを結ぶ幹線道路網の整備をはじめ、地区内の幹線道路 網の体系的整備を進める。また、交通安全施設の整備も含め、日常生活に 密着した県道、市町道の整備を推進する。

整備を進める主要な幹線道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路 第二名神高速道路

地域高規格道路 大阪湾岸道路西伸部、阪神高速道路神戸山手線、

神戸西バイパス

一般国道 28 号、173 号、175 号、176 号、428 号

主要地方道 川西篠山線、有馬山口線、神戸三木線、小部明石線、

兵庫地区 近郊整備区域

宝塚唐櫃線、三田西インター線

都市計画道路 山手幹線、尼崎伊丹線、尼崎宝塚線、建石線、

園田西武庫線、伊丹飛行場線、塚口長尾線、

宝塚平井線、呉服橋本通り線、中央幹線、須磨多聞線、

垂水妙法寺線、神戸三田線

また、名神湾岸連絡線や播磨臨海地域道路(神戸姫路間道路)など、地域高規格道路をはじめとする幹線道路の検討を進める。

さらに、都市交通の円滑化、市街地の整備を促進するため、阪神電鉄本線(鳴尾駅付近)及び同線(住吉駅~芦屋市境界)の連続立体交差事業を推進する。

# 口 鉄軌道

鉄軌道については、神戸電鉄の近代化を推進するとともに、神戸電鉄三田線(有馬口~横山)の複線化・高速化事業を推進するなど、需要動向等を勘案しつつ、在来鉄道の輸送サービスの向上を図る。

また、空港アクセスに関連して、大阪国際空港広域レールアクセス構想等の推進を図る。

# ハ港湾

特定重要港湾神戸港においては、スーパー中枢港湾の育成を進めるとともに、重要港湾尼崎西宮芦屋港においては、国際多目的ターミナルの整備を推進する。

#### (3) 公園緑地

災害に対する都市の安全確保を図るとともに、野外レクリエーション活動、 創造的文化活動、自然とのふれあい、コミュニティの形成等、住民の多様な ニーズに対応し、住区基幹公園を重点的に整備する。

また、国営明石海峡公園(神戸市)をはじめ、北神戸田園スポーツ公園(神戸市)、県立有馬富士公園(三田市)等の大規模公園、都市基幹公園の整備を推進する。

これらの公園緑地の整備に当たっては、地区内のすぐれた自然環境の保全とゆとりと潤いのある美しい環境の創造等に配慮しながら、系統的な配置に努める。

また、公園緑地の整備に止まらず、まちなみ緑化やグラスパーキング化、 屋上緑化など、様々な手法で地区内の緑化を進める。

#### (4) 供給施設及び処理施設

生活の質の向上やライフスタイルの変化、産業の高度化等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

#### イ 水道

神戸市水道基幹施設整備事業(神戸市)など水道施設の整備充実を図る とともに、今後の水需要の動向を踏まえ、兵庫県水道用水供給事業や阪神 水道企業団第五期拡張事業を実施する。

#### 口 下水道

公共用水域の水質保全、豊かな生活環境の創造に資するため、引き続き 処理施設及び排水施設の整備を進めるとともに、公共用水域の環境基準を 達成するため、神戸市公共下水道、西宮市公共下水道、武庫川流域下水道 (下流処理区)などの処理施設において高度処理化を推進する。また、汚 濁負荷の削減や公衆衛生上の安全を確保するため、神戸市公共下水道、尼 崎市公共下水道、西宮市公共下水道、芦屋市公共下水道及び武庫川流域下 水道(下流処理区)などにおいて、合流式下水道の改善対策を推進する。

#### ハ 廃棄物処理施設

ダイオキシン類の排出抑制、リサイクルの推進、広域的な廃棄物処理等、 廃棄物の適正処理を推進するため、西宮市ごみ処理施設建設事業、猪名川 上流広域ごみ処理施設建設事業をはじめとする、ごみ処理施設の新設及び 更新を進める。また、循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイク ル関連法の成立を受け、ごみの減量化、資源化及び再生利用等に向けたシ ステムの構築に努める。

し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、必要に応じ、 し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの更新を進める。また、生活排 水対策の重要性にかんがみ、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽の整備 や農業集落排水事業の推進を図る。

さらに、大阪湾広域臨海環境整備センターが、広域的な廃棄物処理事業 として大阪湾圏域において大阪湾圏域広域処分場整備事業(大阪湾フェニックス計画)を引続き推進するとともに、新たな広域的廃棄物処分場の確保について、長期的な観点から調査研究を行い、他計画と調整を図りつつ、事業の具体化について検討する。

#### (5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、地域住民生活の安全を守るとともに、潤いのある親 水空間や生物生息空間の確保に資するため、流域での流出抑制対策とあわせ て、淀川水系、武庫川水系等の河川の整備を進める。

さらに、土砂災害等より住民の生命と財産を守るため、また自然環境の保 全に資するため六甲山系、北神戸地区、武庫川水系等の治山・砂防及び地す べり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

加えて、津波、高潮等による災害に対処するため、東播海岸において直轄海岸保全施設整備事業を推進し、豊かな親水性や自然環境を有した海浜の保全と創造をめざす。

#### (6) 住宅

今後の住宅政策に当たっては、安全で安心して暮らせる良好な居住環境の整備をめざし、防災性の向上、自然環境の保全等に配慮しながら、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により生活環境整備と一体化した住宅や高齢者向け住宅、環境共生住宅など多様なニーズに応じた住宅の供給を進める。

このため、中山手・旭通4丁目(神戸市)、阪神尼崎駅南(尼崎市)、三田駅前(三田市)における市街地再開発事業等を推進する。また、各地で老朽化した公営住宅の建替えを促進する。

### (7) 教育文化施設

既設小学校、中学校及び高等学校について、校舎の増改築、体育施設等の 所要の整備を図るほか、地域の自然を活かした野外教育施設の整備を進める。

一方、高等教育機関に関しては、県立大学の改革をはじめ、HUMAP(兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク)構想の推進など、大学間の連携を推進するほか、特色ある大学や試験研究機関の誘致を進め、学術研究機能の充実を図る。

さらに、高度な情報セキュリティ人材の育成を目指して誘致したカーネギーメロン大学(CMU)日本校の充実を図り、県立大学等との連携や民間企業との共同研究を進め、新たな産業創造に取り組む。

また、地域住民の教育文化活動の向上に資するため、施設の地域的配置の 適正化を図りつつ、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設の整備充実を図 るとともに、学校施設等既存施設を有効活用し、地域住民のスポーツ・文化・ 学習の場づくりを推進する。

このほか、地域のレクリエーション需要に応え、豊かな生活環境を創造するため、文化・スポーツ・レクリエーション(CSR)活動の拠点として阪神野外CSR施設の整備を推進する。

#### (8) その他の施設

### イ 通信施設

情報交流社会"ひょうご"の実現のため、「コミュニティの情報化」「産業の情報化」「自治体の情報化」におけるITの重点活用と「情報社会の人づくり」「情報の安全環境づくり」などのITの利用環境の整備による相乗効果をめざして、総合的な推進を図る。

県民や地域の視点に立った情報化の推進にあたり、ITの先進的な活用に取り組む地域づくり活動団体と連携して、多様な地域活動の情報の発信・交流を推進するなど、情報コミュニティの実現を図るほか、特にインターネットによる行政情報の提供を一層進めるとともに、行政手続のオンライン化を推進する。

また、県民誰もがどこでもいつでもITを活用して、情報の発信や交流を進めることができるよう、地域の情報格差の是正を促進するため、引き続き兵庫情報ハイウェイの無償開放等によるブロードバンドサービスの提供・活用、ケーブルテレビの延伸整備を進めるとともに、携帯電話サービスの普及支援を図る。

産業の情報化に関しては、中小企業のITの活用を促進する。

教育の情報化では、児童生徒がITを効果的に活用した学習活動を促進するため、ネットデイの普及による校内LAN整備等を推進する。

### 口 医療施設

人口の増加、とりわけ老齢人口の増加及び疾病構造の変化などに伴う医療需要の増大と専門化、多様化に対処し、医療サービスの向上を図る。

#### ハ職業訓練施設

産業構造の高度化、技術革新の進展等に対処するため、職業能力開発体制の充実を図る。

#### 二 社会福祉施設等

介護保険制度の円滑な実施と高齢者の生きがいづくりの推進を図るため、 老人保健福祉計画(介護保険事業支援計画)にもとづき、老人福祉施設等 の整備など、在宅・施設サービス基盤の充実等に努める。

また、障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービスに対応するため、そのサービス提供体制の整備を促進するほか、各種社会福祉施設等の整備充実に努める。

保育施設については、近年の多様化する保育需要に対応するため、保育 所の整備に引き続き努める。 兵庫地区 近郊整備区域

なお、福祉ゾーンの整備として、神戸市の玉津地区および有野地区において社会福祉施設等の面的、一体的な整備を進める。

#### ホ 農業生産施設等

優良農地を確保し、農業の担い手を育成するため、ほ場整備をはじめとする生産基盤整備を進めるとともに、快適な田園居住空間を創出するため、 農村における生活環境整備を推進する。

# 9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、環境基本法、環境の保全と創造に関する条例をはじめとする関係法令にもとづき、人と自然、人と社会、人と人との共生のきずなを強め、共生と循環の中で、地球的視野のもとに、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保障しつつ、持続的に発展することが可能な社会づくりを進める。

このため、新兵庫県環境基本計画にもとづき、自律を前提とした県民、事業者、行政等のパートナーシップの確立と多様な担い手の育成等に取り組み、環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な展開を図るほか、兵庫地域公害防止計画のもと、公害防止のための各種施策を実施する。

- イ 窒素酸化物や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、有害大気汚染物質などによる大気汚染については、工場・事業場に対しては排出規制、総量規制等発生源に対する規制の徹底及び指導の強化を図るとともに、ディーゼル車対策等の強化を図る。
- ロ 水質汚濁については、生活排水処理率 99%をめざし公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、普及・啓発活動、環境保全活動等を通じ生活排水対策の推進を図る。また、排水基準、COD、窒素及び燐の総量規制による工場・事業場への規制措置の徹底及び富栄養化対策、堆積汚泥の除去等の河川、海域浄化対策を推進する。

汚濁負荷の低減により良好な水質を確保するとともに、健全な水循環の確保やなぎさの再生をはじめとする親水空間、生態系の保全等、総合的な取組みにより水環境の保全・創出を図る。また、有害物質による地下水・土壌汚染を改善するため、各種の浄化対策を実施し地盤環境の保全を図る。

広域的な環境問題である大阪湾・瀬戸内海の環境保全・再生対策については、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながらその推進に努める。

ハ 有害化学物質対策については、ダイオキシン類対策特別措置法にもとづ

き、大気汚染状況の常時監視、土壌・水質・地下水調査、発生源の規制、 普及啓発活動等ダイオキシン対策を総合的に推進する。

また、ダイオキシンを除く外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン) についても、継続的な調査により大気環境、水環境における実態把握に努 める。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」に基づき、事業者の自主的な化学物質の管理を促進する。

二 工場等による騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図る とともに、必要に応じ、工場等の適地への移転を促進する。

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ホ 交通については、「自動車NOx・PM計画」等にもとづき、自動車排 出ガスや騒音などの発生源対策を強化するとともに、交通需要マネジメントの実施や公共交通機関の整備・利便性向上などにより自動車から公共交通への交通転換を図る。

また、道路では周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて低騒音舗装の敷設、環境施設帯の設置や遮音壁の設置等の施策を講じる。

大阪国際空港周辺の航空機騒音については、低騒音機の導入など発生源対策を促進するとともに、国、県ならびに関係市が連携を図りながら大阪 国際空港周辺緑地整備事業など空港周辺整備を推進する。

新幹線の騒音・振動については、発生源対策、障害防止対策を促進する とともに新幹線沿線の土地利用の適正化を図る。

在来鉄道の複線化に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

- へ 地域からの地球環境保全対策については、新兵庫県地球温暖化防止推進 計画等に基づき、自然・未利用エネルギーの利用を進めることに加え、オ ゾン層保護に向けたフロンの放出規制、回収・処理や酸性雨監視を推進す る。
- ト これらの諸施策とあわせて、環境監視体制の確立を図るとともに、環境 負荷の低減、自然環境の再生・復元、省資源化・エネルギーの循環・効率 化等について、地域の特性にもとづく調査の実施や技術研究の推進を図る。
- チ 自然環境を保全し、自然とのふれあいの場を確保・創出するため、特別 緑地保全地区等の指定、自然公園、森林・里山林等の保全、海浜、河川、 湖沼・ため池等の再生、生物生息空間(ビオトープ)の保全、野生生物の 保護を進めるほか、都市公園、グリーンベルト(市街地に隣接する表六甲 山麓斜面の一連の樹林帯)の整備や都市緑化の推進、都市景観の保全と創

造を図るなど、ゆとりと潤いのある美しい環境の形成に努める。また、失われた自然の回復・創造に積極的に取り組む。特に、阪神・淡路大震災の被災地においては、復興に併せ継続して樹木の植栽を進め緑化を推進していく。

さらに、尼崎臨海地域では、水と緑の豊かな自然環境の創出による環境 共生型のまちづくりをめざす「尼崎 21 世紀の森」を推進し、そのリーディ ングプロジェクトとして尼崎の森中央緑地の整備を進める。

リ 開発整備事業の実施に際しては、事前に、実施等が環境に及ぼす影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に応じて見直しを実施するなど、所要の措置を講じることにより、環境の保全と創造について適切な配慮を行うものとする。

# 10. 防災対策に関する事項

阪神・淡路大震災により、多大な犠牲者と家屋の倒壊、鉄道、高速道路及び 港湾の損壊、ライフラインの寸断など未曾有の被害がもたらされた。

この経験を教訓に、今後発生が危惧される東南海・南海地震等への備えを高めるため、災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるべく、県土の保全、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン網の整備等の防災基盤の強化及び広域防災体制の確立等を図り、災害に対する備えや災害時の対応を進める。なお、防災対策の実施にあたっては、県及び市町における地域防災計画に基づき、総合的・計画的に行うこととする。

# (1) 防災都市構造の構築

避難路、避難地、緊急輸送道路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的な基盤施設の整備や老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)等の市街地の面的整備などを進め、防災性の高い、堅牢でしなやかな都市構造の形成を図る。

#### (2) 公共施設の防災化

庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設などの耐震性、耐火性の強化及び風水害に対する安全性の確保を図る。

#### (3) 土砂災害対策の実施

治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設をはじめとする土砂災害の防止施設等の整備を進める。なお、表六甲山麓斜面においては、グリーンベルト(市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯)の整備を推進することで、良好な都市環境、風致景観に配慮しつつ防災機能を強化する。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定を順次行う。

# (4) 津波対策及び水害対策の実施

東南海・南海地震に対する備えとして排水施設、水門等海岸施設の整備による津波対策を強化するとともに、河川施設、海岸保全施設、ため池施設をはじめとする水害等の防止施設の整備を図る。

また、都市内中小河川については、点検・評価・水防体制の強化を進める。

#### (5) 交通網の整備、ライフラインの確保

格子型高規格道路網とそれらを補完する一般道路網、鉄道網の整備を進めるなど、代替性を備えた陸・海・空にわたる多元多重の交通ネットワークを 形成する。

また、共同溝・電線共同溝の整備を進めるなど電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震性や風水害に対する安全性を確保するとともに、多重化、拠点の分散等による代替性の確保を推進する。なお、神戸市において、大深度地下使用法を活用した上水道大容量送水管や、下水処理場間を結ぶネットワーク幹線の整備を推進する。

#### (6) 防災拠点の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、震災時、 風水害時の情報機能を備えた広域防災拠点を整備し、これらと連携する地域 における広域避難地、救護・復旧のための拠点となる地域防災拠点の整備を 推進する。

さらに地域の自立的な防災機能を強化するため、震災時に延焼遮断空間、 風水害時に避難路として機能する広域防災帯を計画的に配置・整備し、市街 地の不燃化を推進するとともに、面的整備事業を活用して、公園、地域医療 施設、学校、コミュニティセンター等を配置したコミュニティ防災拠点(防 災安全街区)の整備を推進する。 兵 庫 地 区 近郊整備区域